

29 監第 35 号

平成 30 年 3 月 6 日

箕輪町長 白鳥 政徳 様

箕輪町教育長 唐澤 義雄 様

箕輪町議会議長 木村 英雄 様

箕輪町監査委員 松本 豊實

箕輪町監査委員 下原甲子人

平成 29 年度定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項、箕輪町監査委員条例第 2 条及び箕輪町監査基準第 14 条 (1) の規定に基づき平成 29 年度定期監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、その結果報告書を提出します。

なお、同条第 12 項の規定により、改善事項及び意見・要望事項に基づき、措置を講じたときは、施設監査分も含めその旨を監査委員に通知してください。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

地方自治法第199条第4項、箕輪町監査委員条例第2条及び箕輪町監査基準第14条(1)の規定に基づき、全課を対象として平成29年度における地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、併せて同条第2項に規定する事務の執行についてそれぞれ監査を実施しました。なお、施設管理を中心として実施した箇所についての報告は、「平成29年12月4日付29監第32号」のとおりです。

(1) 施設監査（監査順）

○平成29年10月23日（月）

東小学校、西小学校、教職員住宅、農業青少年センター、長岡住宅団地、長岡団地自治会館、生活改善センター、ふるさと文化保存館、ふるさと歴史小図書館、ふるさとふれあい館

○平成29年10月24日（火）

中学校、社会体育館、中部小学校、藤が丘体育館、南小学校、北小学校、役場庁舎（周辺車庫等含む）、情報通信センター

○平成29年10月25日（水）

文化センター、地域交流センター、垣外児童公園、三日町保育園

○平成29年10月30日（月）

木下北保育園、若草園、三日町上町地区介護予防拠点施設、中曽根地区介護予防拠点施設、富田地区介護予防拠点施設、木下一の宮地区介護予防拠点施設、上古田地区介護予防拠点施設、下古田地区介護予防拠点施設

○平成29年10月31日（火）

西部南排水処理施設、西部中排水処理施設、東部排水処理施設、八乙女地区介護予防拠点施設、長田地区介護予防拠点施設、北小河内地区介護予防拠点施設、南小河内地区介護予防拠点施設

(2) 各課の監査（監査順）

○平成30年1月24日（水）

産業振興課・農業委員会事務局、健康推進課（国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計を含む）、税務課・収納対策室

○平成30年1月25日（木）

住民環境課、建設課、会計課、水道課（公営企業会計を含む）

○平成30年1月26日（金）

文化スポーツ課（公民館・図書館・郷土博物館を含む）、学校教育課、子ども未来課

○平成30年1月29日（月）

企画振興課、総務課（財産区特別会計を除く）、議会事務局・監査委員事務局

○平成30年1月30日（火）

福祉課（介護保険特別会計を含む）

2 監査の期間

施設監査

平成 29 年 10 月 23 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

各課の監査

平成 30 年 1 月 24 日から平成 30 年 1 月 30 日まで

3 監査手続き

平成 29 年度箕輪町監査計画に基づき、平成 29 年度の財務会計及び事務事業の執行状況並びに事業の経営状況について監査を実施しました。監査の実施にあたり、事前に監査資料の提出を求め、提出された資料の細部について担当職員の説明を受け、それぞれの事業が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項並びに地方財政法第 4 条の趣旨に沿って、経済的、効果的、合理的かつ計画的に執行されているか。また、法令等に基づいて適正に処理されているかについて監査を実施しました。なお、結果については、例月出納検査等の結果も参考としました。

4 監査の着眼点

以下の観点を主眼として実施しました。

- (1) 事務執行は、合規的に行われているか。
- (2) 予算執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (3) 契約及び会計事務は適正に処理されているか。
- (4) 公有財産の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前年度指摘事項の改善実施状況

第 2 監査の結果

1 予算の執行状況

予算の執行率については、別表 1 のとおりです。概ね良好に実施されているものと認められました。なお、執行状況については、常に状況を把握し、適切かつ効率的な執行を今後も望むものです。

(1) 歳入（収入）の状況

歳入調定事務について、概ね適正な処理がされていきました。なお、補助金や起債などの年度末（出納閉鎖期間を含む）収入となるものが多いので、確実な処理を行ってください。

(2) 歳出（支出）の状況

歳出事務については、概ね適正に執行されていきました。歳入同様事業が終了する年度末（出納閉鎖期間を含む）処理となるものが多いので、確実な処理を行ってください。

各会計の歳入、歳出、公営企業会計の収入、支出状況は次のとおりです。また、主管課コード別明細表は、別表 2 及び別表 3 のとおりです。

別表 1

○ 歳入（収入）執行状況一覧表（平成 29 年 12 月末日現在）

単位：円 予算比：%

会計名	予算現額	調定額	収入額	調定対 予算比	前年度 調定比
一般会計	10,607,803,000	7,616,209,642	6,505,247,236	71.8	73.7
国民健康保険特別会計事業勘定	2,923,869,000	2,315,022,963	1,673,803,992	79.2	82.5
国民健康保険特別会計施設勘定					0.1
後期高齢者医療特別会計	253,065,000	198,333,449	139,243,800	78.4	75.3
介護保険特別会計	2,103,847,000	1,685,469,936	1,139,816,514	80.1	84.7
水道事業会計(収益的)	499,031,000	294,917,299	289,012,258	59.1	57.5
水道事業会計(資本的)	10,700,000	0	0	0.0	0.0
下水道事業会計(収益的)	1,042,675,000	464,124,303	456,254,875	44.5	38.3
下水道事業会計(資本的)	700,462,000	223,118,000	223,118,000	31.9	72.7

○ 歳出（支出）執行状況一覧表（平成 29 年 12 月末日現在）

単位：円 執行率：%

会計名	予算現額	支出負担行為額	予算残額	執行率	前年度 執行率
一般会計	10,607,803,000	7,308,675,292	3,299,127,708	68.9	69.2
国民健康保険特別会計事業勘定	2,923,869,000	2,005,245,762	918,623,238	68.6	69.3
国民健康保険特別会計施設勘定					53.0
後期高齢者医療特別会計	253,065,000	181,321,367	71,743,633	71.7	64.9
介護保険特別会計	2,103,847,000	1,231,021,281	872,825,719	58.5	59.3
水道事業会計(収益的)	486,496,000	169,155,776	317,340,224	34.8	35.9
水道事業会計(資本的)	211,713,000	137,644,765	74,068,235	65.0	56.5
下水道事業会計(収益的)	1,042,675,000	263,573,903	779,101,097	25.3	25.5
下水道事業会計(資本的)	1,041,593,000	620,954,148	420,638,852	59.6	54.6

2 公有財産の維持管理状況

本年度監査を実施した施設については、平成 29 年 12 月 4 日付定期監査結果報告書により報告してあります。

土地の登録状況について、町有地は適正に処理されていました。また、借地については、更新時に契約期間等の見直しも行われ、契約書に基づき管理されていました。建物の登録状況においても適正に処理されているものと認められました。

なお、地方公会計制度の導入に伴い、今後も有形固定資産のよりの確な管理を行ってください。

3 物品の出納保管状況

概ね適正に管理されているものと認められました。なお、不要となった物品は早めに処分するよう心掛けてください。また、備品台帳については、必ず年 1 回は現物と照合をしてください。

4 工事の実施状況

本年度工事の実施状況については繰越工事も含め概ね順調に完了していました。引き続き早期発注、早期しゅん工に心掛け様々な事情で遅れている工事等は年度内にしゅん工するようにしてください。

5 前年度指摘事項の改善実施状況

事務的改善事項については、概ね良好に処理されていました。施設管理改善事項については、平成 29 年 12 月 4 日付定期監査結果報告書のとおりです。以前から懸案事項となっている事項について、放置することのないよう今後も引き続き適正な改善措置を講じるよう一層の努力をしてください。

6 意見及び指摘事項

(1) 農業青少年センターについて【産業振興課】

町として平成 31 年度に取壊しを計画しているとのことであるが、利用している地元常会に取壊し時期を含め事前に周知等すべきと考える。

(2) 頑張る元気な商店応援事業補助金について【産業振興課】

平成 29 年度をもって補助事業は終了となるが、今まで補助金を交付した案件については、補助金交付要綱に基づき引き続き営業実績等の実態調査をすべきと考える。

(3) 学童クラブ実費負担金について【学校教育課】

学童クラブで実費負担金として集めているおやつ代 800 円について、現金の管理方法等が不明確である。金額の大小に関わらず適正に管理するよう改善すること。

(4) 教職員住宅の後利用について【学校教育課】

上古田教職員住宅は、修繕と取壊しを比較検討した取壊す予定との事であるが、取壊し後の利用について売却等を含め検討すること。また、メゾンみんなのわについても、引き続き施設利用方法を検討すること。

(5) 若者世帯定住支援奨励金について【企画振興課】

平成 29 年度 39 件、1,410 万円を補助金として交付している。交付対象者を拡大し取り組んでいる事業であるが、事業効果を検証する上で申請者の方から直接ご意見を聞く等、検証方法を検討すべきと考える。

7 監査委員の総括所見

平成 29 年度の定期監査を実施した結果、財務事務処理は、概ね適正に処理されていた。引き続き研修会等において、全ての職員が関係法令と町財務規則を理解したうえで事務を執行できるようにしてください。年度末に各種事業の精算が集中することから、収入、支出とも年度末執行が多くなります。制度上やむを得ないものを除き、工事などは今後も早期発注、早期しゅん工に心掛けてください。日頃から予算の執行状況をよく注意し、未実施の事項についてはできる限り早く開始、終了できるよう心掛けてください。

特別会計については、高齢化が進み医療費や介護にかかる費用が増加しています。特に年度末財務処理に当たっては、収入が見込まれるものを的確に把握しできる限り赤字決算とならないよう十分注意をしてください。

自治体は、最小の経費で最大の効果を上げる、組織及び運営の合理化に努めその規模の適正化を図らなければならないという責務を負っています。特に、補助金・交付金事業においては事業成果、事業効果を的確に把握検証することが必要です。また、やむを得ない場合を除き欠員を臨時職員で補充することは、人材育成の面からも好ましいことではありません。長期的見通しのうえに立って適正な人員配置や、専門職を含む正規職員の計画的採用が必要と考えます。

今後も、事務事業の透明性を確保するとともに、適正、適法な執行を望みます。監査方針として、引き続き報告書に記載のない事項についても随時文書で通知します。